

入札執行案内

かほく市商工会、旧宇ノ気支所解体工事の一般競争入札を、下記要綱にて実施致します。

平成20年 9月19日

かほく市商工会長 小山 良一

1、入札対象工事

- (1) 工事名 かほく市商工会旧宇ノ気支所解体工事
- (2) 工事場所 かほく市宇野気ニ111番地
- (3) 工期 平成20年11月30日まで
- (4) 工事概要 別添仕様書に示すとおり

2、入札参加資格

この工事の入札に参加することが出来る者は、次に掲げる条件にすべて該当する者であること。

- (1) 平成20年8月25日以前よりかほく市商工会会員である者。
- (2) 平成20年度かほく市請負業者有資格者で、とび・土工・コンクリート工事資格を有する者。

3、仕様書の閲覧

この工事に係る仕様書については、かほく市商工会ホームページにて閲覧のこと。

4、仕様書に対する質問および回答

仕様書に関して質問があるときは、簡易な事項に関するものを除き、平成20年9月25日（木）正午までにかほく市商工会へ書面により行うこと。

回答は、平成20年9月26日（金）に商工会ホームページにおいて公開するものとする。

5、入札の日時および場所

(1) 日 時 平成20年10月2日(木) 午後2時

(2) 場 所 高松産業文化センター一階ホール

6、入札保証金

免除する。

7、落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8、入札書に関する注意事項

(1) 予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 郵便または電報による入札は認めないので、入札参加者は5項に定める入札日時および場所に集合すること。

9、契約の条件

(1) 契約書の要・不要

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に商工会の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に、契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

(2) 工事代金の支払い条件

ア、前払い金および部分払い金について

前払い金および部分払金は支払わないものとし、精算一括払いとする。

イ、精算払いの方法

工事完了検査後、請求のあった日より一ヶ月以内に支払いするものとする。

10、その他

当工事の入札を希望するものは、別紙「かほく市商工会競争入札心得（内規）」を熟知の上、入札会に参加されたい。

11、問い合わせ先

かほく市商工会 電話 282-5661

担当 榊原または高田までご連絡下さい。

但し、3項に記載する、仕様書に対する質問は簡易なものを除き文書で願います。

かほく市商工会

旧宇ノ気支所解体工事仕様書

1、工事概要

(1) 解体する施設の概要

鉄筋コンクリート二階建

床面積 一階面積 210, 15 m²

二階面積 224, 21 m²

合計面積 434, 36 m²

取り壊し発生材（基礎コンクリートも含む）はすべて現場から処分するものとする。

(2) 跡地埋め戻しおよび整地工事について

埋め戻し材は砂とする。

(3) 跡地整地計画高について

計画高は隣接の図書館駐車場と均一とする。

2、第三者に及ぼした損害

着工より工事引渡し期間に於ける現場で生じた事故等については、故意・過失を問わず請負者の責任にて処理するものとする。

3、安全管理

前面の歩道並びに周辺の公共施設利用者に対する安全管理の徹底を図ること。

かほく市商工会競争入札心得（内規）

石川県かほく市商工会

（主 旨）

第1条 かほく市商工会の契約にかかる一般競争入札および指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取り扱いについては、かほく市が定める「かほく市競争入札心得」を一部準用するものとする。

注、「かほく市競争入札心得」については、かほく市ホームページを参照のこと。

（一般競争入札参加の申出）

第2条 かほく市競争入札心得に準ずる。

（入札保証金等）

第3条 入札保証金は免除ずる。

（入札等）

第4条 入札回数は2回を限度とし、2回までの入札で落札者がいない場合は、最低入札価格業者と協議のうえ、「随意契約」とする。

且つ、随意契約が成立しないときは、入札を打ち切りとします。

2 入札書は指定しないが、金額（消費税相当額は除く）・日付・発注者名・入札件名・工事場所・入札者名（商号又は名称・所在地・代表者名・・・代表者印を押印のこと）を明記すること。

3 入札参加者は代理人として入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（入札の辞退）

第4条の2 かほく市競争入札心得に準ずる。

（公正な入札の確保）

第4条の3 かほく市競争入札心得に準ずる。

（入札の取りやめ等）

第5条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(無効の入札書)

第6条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(開 札)

第8条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(落札者の決定)

第9条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(再度入札等)

第10条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(契約保証金等)

第12条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(入札保証金の振替)

第13条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は落札決定の通知を受けた日から、起算して5日（休日を除く）以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失うものとする。

(意義の申し立て)

第15条 かほく市競争入札心得に準ずる。

(随意契約の場合の準用)

第16条 かほく市競争入札心得に準ずる。